



# 平成20年度の町県民税は、 主に下記の点が改正されました

その



65歳以上の方の非課税措置廃止の経過措置がなくなりました

65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が、平成18年度課税分以降廃止されました。

急激な税負担を軽減する経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）の税額は下表のように軽減されていましたが、平成20年度の町県民税からこの経過措置がなくなりました。

| 年度区分   | 均 等 割             |                | 所 得 割              |
|--------|-------------------|----------------|--------------------|
|        | 町 民 税             | 県 民 税          |                    |
| 平成17年度 | 合計所得125万円以下の方は非課税 |                |                    |
| 平成18年度 | 1,000円            | 600円           | 定率減税後の税額を 2 / 3 減額 |
| 平成19年度 | 2,000円            | 900円           | 1 / 3 減額           |
| 平成20年度 | 全額課税（ 3,000円 ）    | 全額課税（ 1,500円 ） | 全額課税               |

\* 上記「均等割（県民税）」には森林環境保全税（平成18・19年度は300円、平成20年度は500円）を含みます。

その



地震保険料控除が創設されました

地震災害に対する個人資産の保全を図る目的から「地震保険料控除」が創設されました。

これに伴い、前年までの短期損害保険料控除（限度額2,000円）は廃止となりました。

| 支払った保険料の区分                                      | 支払った保険料の金額            | 地震保険料控除額                                                            |
|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 地震保険だけに加入している場合                                 | 50,000円以下の場合          | 支払った保険料の合計額 × 1/2                                                   |
|                                                 | 50,000円を超える場合         | 25,000円                                                             |
| 旧長期損害保険（保険期間や共済期間が10年以上で、満期返戻金のあるもの）だけに加入している場合 | 5,000円以下の場合           | 支払った保険料の全額                                                          |
|                                                 | 5,000円を超え15,000円以下の場合 | （支払った保険料）× 1/2 + 5,000円                                             |
|                                                 | 15,000円を超える場合         | 10,000円                                                             |
| 地震保険と旧長期損害保険と両方ある場合                             |                       | 上記 それぞれの計算方法により求めた金額の合計額<br>最高限度額 25,000円<br>（旧長期損害保険に係る部分は10,000円） |
| 1つの保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも加入している場合              |                       | 上記 それぞれの計算方法により求めた金額のどちらか一方を選択した額                                   |

旧長期損害保険料について  
経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険（旧長期損害保険という）に限り、従来どおり控除の対象となります。